

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																																																									
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度</td> <td>2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成30年度に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1～2-1の4 (略)</p> <p>2-2 端末系交換機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 加入者交換機能</td> <td>1通信ごとに</td> <td>0.46225円</td> <td rowspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td>1秒ごとに</td> <td>0.035240円</td> </tr> <tr> <td>(2)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 加入者交換機回線対応部専用機能</td> <td>24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額</td> <td>17,456円</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(8) 加入者交換機回線対応部共用機能</td> <td>1秒ごとに</td> <td>0.0023405円</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2の2 (略)</p>		区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成30年度に適用します。	区 分	単 位	料金額	備 考	(1) 加入者交換機能	1通信ごとに	0.46225円	_____	1秒ごとに	0.035240円	(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	17,456円	_____	(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0023405円	_____	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度</td> <td>2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1～2-1の4 (略)</p> <p>2-2 端末系交換機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 加入者交換機能</td> <td>1通信ごとに</td> <td>0.47162円</td> <td rowspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td>1秒ごとに</td> <td>0.035532円</td> </tr> <tr> <td>(2)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 加入者交換機回線対応部専用機能</td> <td>24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額</td> <td>16,493円</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(8) 加入者交換機回線対応部共用機能</td> <td>1秒ごとに</td> <td>0.0022115円</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2の2 (略)</p>		区 分	内 容	(1)～(3) (略)	(略)	(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。	区 分	単 位	料金額	備 考	(1) 加入者交換機能	1通信ごとに	0.47162円	_____	1秒ごとに	0.035532円	(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16,493円	_____	(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0022115円	_____
区 分	内 容																																																										
(1)～(3) (略)	(略)																																																										
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成30年度に適用します。																																																										
区 分	単 位	料金額	備 考																																																								
(1) 加入者交換機能	1通信ごとに	0.46225円	_____																																																								
	1秒ごとに	0.035240円																																																									
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)																																																								
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	17,456円	_____																																																								
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0023405円	_____																																																								
区 分	内 容																																																										
(1)～(3) (略)	(略)																																																										
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。																																																										
区 分	単 位	料金額	備 考																																																								
(1) 加入者交換機能	1通信ごとに	0.47162円	_____																																																								
	1秒ごとに	0.035532円																																																									
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)																																																								
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16,493円	_____																																																								
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0022115円	_____																																																								

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.080036円	—
		1秒ごとに	0.0079218円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.080036円	—
		1秒ごとに	0.00075339円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,346円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00018199円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0034022円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機と	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの（1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額	10,927円	—
				24回線を超える24回線ごとに月額	10,524円	

2-3 市内伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.0072326円	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.00068868円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線（1.5Mbit/s相当）ごとに月額	1,214円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016426円	—

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0031077円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区 分				単 位	料金額	備 考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機と	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの（1.5Mbit/s相当）	24回線まで月額	9,063円	—
				24回線を超える24回線ごとに月額	8,644円	

の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	105,206 円	—
			672回線相当 月額	104,804 円	
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	314,813 円	
			2,016回線相 当月額	314,411 円	
		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	12,226 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	11,823 円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)		672回線ごと に月額	118,143 円	
			672回線相当 月額	117,740 円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	353,624 円		
		2,016回線相 当月額	353,221 円		
	ウ アイ以 外の場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	12,934 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	12,532 円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	125,201 円	
			672回線相当 月額	124,799 円	
(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)		2,016回線ご とに月額	374,798 円		
		2,016回線相 当月額	374,396 円		

の間の 伝送路 設備を 専ら協 定事業 者が利 用して 通信を 伝送す る機能	イ ア以外 の場合であ って同一の 単位料金区 域に終始す る場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	84,334 円	—
			672回線相当 月額	83,915 円	
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	252,163 円	
			2,016回線相 当月額	251,744 円	
		(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	9,896 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	9,477 円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)		672回線ごと に月額	92,422 円	
			672回線相当 月額	92,002 円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016回線ご とに月額	276,426 円		
		2,016回線相 当月額	276,007 円		
	ウ アイ以 外の場合	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24回線まで 月額	10,406 円	
			24回線を超 える24回線 ごとに月額	9,986 円	
		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672回線ごと に月額	97,368 円	
			672回線相当 月額	96,949 円	
(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s 相当)		2,016回線ご とに月額	291,266 円		
		2,016回線相 当月額	290,846 円		

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24回線ごとに月額	(略)
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672回線ごとに月額	249 円

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する 中継伝送専用機 能を利用する区	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24回線ごとに月額	(略)
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672回線ごとに月額	243 円

間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	746 円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	1,299 円	—
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	12,937 円	
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	38,811 円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分	単 位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに月額	21,256円	—
<p>第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備 (50Mbit/s 又は 150Mbit/s の符号伝送が可能なものに限り、) とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能</p>			

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
共通線信号網利用機能	ア (略)	0.011190円	(略)
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—

2-8~2-10 (略)

間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	730 円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの (1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	833 円	—
	(イ)672 回線単位のもの (50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	8,088 円	
	(ウ)2,016 回線単位のもの (150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	24,263 円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分	単 位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線 (50Mbit/s 相当) ごとに月額	20,164円	—
<p>第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備 (50Mbit/s 又は 150Mbit/s の符号伝送が可能なものに限り、) とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能</p>			

2-5-3~2-6の3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考
共通線信号網利用機能	ア (略)	0.011250円	(略)
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.57940円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.060531円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.70689円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.066573円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.018863円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出力用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.038807円	—
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044271円	—
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.047954円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.59003円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.060886円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.71861円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.066646円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.018767円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出力用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.039579円	—
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044348円	—
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.047710円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事

イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.040315 円	業者又は端末系事業者に適用しません。
---	--------	------------	--------------------

イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.040649 円	業者又は端末系事業者に適用しません。
---	--------	------------	--------------------

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)～(32) (略)		(略)	(略)	(略)	
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	160,199 円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	214,667 円	_____

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)～(32) (略)		(略)	(略)	(略)	
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	161,948 円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	213,771 円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。